

# 長野工業高等専門学校規則等の制定等に関する規則

最終改正 令和4年7月4日

## (趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）における規則等の制定に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規則において、「規則等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 学則 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項等について、校長が定めるもので、学生準則を含む。
- 二 規則 学則又は法令等に基づき、本校の教育研究及び管理運営に関する事項について、校長が定めるもの
- 三 細則 規則を実施するため必要な事項について、校長が定めるもの
- 四 内規 規則又は細則を実施するため、内部的な規律及び事務執行上の手続等について校長が定めるもの
- 五 要項 学則、規程若しくは細則又は法令等に定められていない、事務的な取扱い方法及び実施手順等について校長又は事務部長が定めるもの
- 六 申合せ 各委員会、事務部等が、当該所掌事項の運用に係る内容について定めるもの

## (規則等の名称)

第3条 規則等の題名は、「長野工業高等専門学校」を冠するものとする。

## (制定等の手続き)

第4条 規則等の制定又は改廃に当たっては、規則等の種類又は必要に応じて執行会議に付議するものとする。

2 規則等の制定又は改廃の原案作成等の事務処理は、所管課において行い、次に掲げる書類を添付の上、予め総務課と協議するものとする。ただし、一部改正の場合は、新旧対照表をもって改正案とするものとする。

- 一 制定・改廃理由
- 二 制定・改正案
- 三 新旧対照表

## (形式)

第5条 規則等の形式は、法令の形式に準ずるものとする。ただし、書式は横書きとする。

2 第2条第一号から第三号に規定する規則等については、制定日等を付けるものとする。

(周知)

第6条 第2条第一号から第三号に規定する規則等については，総務課において本校ウェブサイト上の規則集に掲載し，周知するものとする。

(その他)

第7条 この規則の運用に関し疑義がある場合は，事務部長が決するものとする。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和3年2月1日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月4日 一部改正）

この規則は，令和4年7月4日から施行し，令和4年4月1日から適用する。